タブレット端末の持ち帰りに関する確認事項

てください。	
→ ☑を入れてください 〈タブレット端末の運用について〉 □ 卒業・転校のときには返却していただくも □ 学習を目的として貸出しています。目的以 □ 盗難や紛失があった場合は、速やかに学校 警察に届け出て証明を受けてください。	
関して保護者負担となる場合があります。	意または重大な過失がある場合は、修理・新規購入に る場合は、通信料等の接続費用はご家庭での負担とな
<情報の保護について> □ 家庭での無線 LAN 接続は、暗号化とパスワード保護が設定されている無線アクセスポイント、または家族が所有するモバイルルーター等に限ってください。また、Free Wi-fi 等の公衆無線 LAN には接続しないでください。 □ ID やパスワードが第三者に漏れないよう管理してください。 □ インターネット上の不適切なサイト等への接続は制限していますが、学びを狭めないように制限は最小限としています。ご家庭でも情報モラルに関しての意識向上に努めてください。 □ ご家庭で所有する USB 等の外部接続機器、周辺機器との接続はしないでください。 □ 各端末で不適切な利用がないか等を教育委員会において管理されることにご了解ください。 □ その他、基本設定を故意に変更しないでください。	
タブレット端末の家庭での利用に関し、「タブレット端末の持ち帰りに関する確認書」の内容を すべて確認し、同意しました。	
令和 3年 9月 日	保護者氏名
年 児	宣氏名